

## 排出事業者が産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、平成23年4月1日から、建設工事で発生する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ。）の保管について新たな制度が導入されました。

（廃棄物処理法第12条第3項・第4項、第12条の2第3項・第4項関係）

### 産業廃棄物事業場外保管届出制度

1 対象：建設工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む土木建築に関する工事のこと）に伴い生ずる産業廃棄物をその発生現場以外の場所（300㎡以上）で保管する場合です。

	届出の時期	届 出 書 類
新たに保管を行う場合	保管を行う前 （事前届出） 【注意】 非常災害のために必要な応急措置として保管を行う場合は、保管を行った日から14日以内に届出を行ってください。 （事後届出）	産業廃棄物事業場外保管届出書 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">産業廃棄物・・・様式第2号の4</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特別管理産業廃棄物・・・様式第2号の10</div> 保管場所の使用権原を有することを証する書類 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">土地の登記事項証明書など</div> 保管場所の平面図及び付近の見取図 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">施設の位置がわかる地図(縮尺1/2500程度)など</div>
届出内容を変更する場合	変更を行う前 （事前届出）	産業廃棄物事業場外保管変更届出書 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">産業廃棄物・・・様式第2号の5</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特別管理産業廃棄物・・・様式第2号の11</div> 保管場所の所在地又は面積の変更がある場合には、保管場所の使用権原を有することを証する書類 保管場所の平面図及び付近の見取図 必要です。
保管場所を廃止する場合	保管をやめた日から30日以内 （事後届出）	産業廃棄物事業場外保管廃止届出書 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">産業廃棄物・・・様式第2号の6</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特別管理産業廃棄物・・・様式第2号の12</div>

2 届出先：届出先は、保管を行う場所によって異なります。

保管場所	届 出 先	電話番号	
宮崎市	宮崎市廃棄物対策課 〒880-8505 宮崎市橋通西1-1-1	0985-21-1763	
宮崎市以外の市町村	宮崎県内の8保健所		
	保健所名	所在地	
	中央	〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2	0985-28-2111
	日南	〒889-2536 日南市吾田西1-5-10	0987-23-3141
	都城	〒885-0012 都城市上川東3-14-3	0986-23-4504
	小林	〒886-0003 小林市堤字金鳥居3020-13	0984-23-3118
	高鍋	〒884-0004 児湯郡高鍋町大字蚊口浦5120-1	0983-22-1330
	日向	〒883-0041 日向市北町2-16	0982-52-5101
延岡	〒882-0803 延岡市大貫町1-2840	0982-33-5373	
高千穂	〒882-1101 西臼杵郡高千穂町大字三田井1086-1	0982-72-2168	

3 経過措置：平成23年4月1日時点で、既に産業廃棄物事業場外保管届出制度の対象となる保管を行っている事業者の方は、平成23年6月30日までに届出を行ってください。

4 罰則：届出をしなかったり、虚偽の届出を行ったりした場合は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。